

15 平成22年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成23年1月現在

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|------|---------|--------------------|---|---|------|------------------------------|---|
| 沖縄県 | 石油価格調整税 | 揮発油の販売 | 揮発油に係る数量から 条例で定める欠減数量 を控除した数量 | 揮発油の精製業者又は 輸入業者その他これら に類する者のうち県内 に事務所を設けて揮発 油の販売を業とするも ので知事が指定するも の(元売業者) | 申告納付 | 1,500円/k1 | S47.6.1施行 (H19.4.1) 981 |
| 福井県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の12 | S51.11.10施行 (H18.11.10) 5,123 |
| 福島県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額(福島 県については価額及び 重量) | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg | S52.11.10施行 (H19.12.31) 5,098 |
| 愛媛県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の13 | S54.1.16施行 (H21.1.16) 765 |
| 佐賀県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の13 | S54.4.1施行 (H21.4.1) 4,293 |
| 島根県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の13 | S55.4.1施行 (H22.4.1) 747 |
| 静岡県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の13 | S55.4.1施行 (H22.4.1) 1,804 |
| 鹿児島県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の12 | S58.6.1施行 (H20.6.1) 756 |
| 宮城県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の12 | S58.6.21施行 (H20.6.21) 958 |
| 新潟県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の14.5 | S59.11.15施行 (H21.11.15) 1,276 |
| 北海道 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の12 | S63.9.1施行 (H20.9.1) 1,740 |
| 石川県 | 核燃料税 | 発電用原子炉への核燃 料の挿入 | 発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額 | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 100分の12 | H4.10.8施行 (H19.10.8) 338 |

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|------|---------------|--------------|---------------------------------|------------------------------------|------|---|--|
| 茨城県 | 核燃料等 取扱税 | ①原子炉への核燃料の挿入 | ①原子炉に挿入した核燃料の価額 | ①原子炉設置者 | 申告納付 | ①核燃料価額の 100分の13 | S53. 10. 18施行 |
| | | ②使用済燃料の受入れ | ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 | ②再処理事業者 | | ②46,000円/kg | (H21. 4. 1) |
| | | ③高放射性廃液の保管 | ③高放射性廃液の数量 | ③再処理事業者 | | ③1,219,000円/m ³ | 601 |
| | | ④ガラス固化体の保管 | ④ガラス固化体の容器の数量 | ④再処理事業者 | | ④1,219,000円/本 | |
| | | ⑤放射性廃棄物の発生 | ⑤放射性廃棄物の容器の容量 | ⑤原子力事業者 | | ⑤81,100円/m ³ | |
| | | ⑥放射性廃棄物の保管 | ⑥放射性廃棄物の容器の容量 | ⑥原子力事業者 | | ⑥3,900円/m ³ | |
| 青森県 | 核燃料物質等取扱 税 | ①ウランの濃縮 | ①製品ウランの重量 | ①加工事業者 | 申告納付 | ①16,500円/kg | H3. 9. 28施行 |
| | | ②原子炉への核燃料の挿入 | ②原子炉に挿入した核燃料の価額 | ②原子炉設置者 | | ②核燃料価額の 100分の10 (当面の間 100分の12) | (H18. 9. 28) |
| | | ③使用済燃料の受入れ | ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ③再処理事業者 | | ③19,400円/kg | 11, 118 |
| | | ④使用済燃料の貯蔵 | ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 | ④再処理事業者 | | ④1,300円/kg (当面の間 8,300円/kg) | |
| | | ⑤廃棄物の埋設 | ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 | ⑤廃棄物埋設事業者 | | ⑤23,700円/m ³ | |
| | | ⑥廃棄物の管理 | ⑥ガラス固化体の容器の数量 | ⑥廃棄物管理事業者 | | ⑥728,700円/本 | |
| 神奈川県 | 臨時特例 企業税 | 法人の事業活動 | 所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額 | 資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの | 申告納付 | 2% | H13. 8. 1施行 (H21. 3. 31失効) 625 |

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
- 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成23年1月現在

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|---------------|-----------|--|--|------------|------|--|--------------------------------------|
| 京都市 城陽市 | 山砂利採取税 | 山砂利の採取 | 採取量 | 採取業者 | 申告納付 | 1 m ³ …40円 | S43. 12. 1施行 (H18. 6. 1) 16 |
| 神奈川県 中井町 | 砂利採取税 | 砂利の採取 | 採取量 | 採取業者 | 申告納付 | 洗浄した 砂利 1 m ³ …30円 その他 1 m ³ …15円 | S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 6 |
| 神奈川県 山北町 | 砂利採取税 | 岩石及び砂利の採取 | 採取量 | 採取業者 | 申告納付 | 岩石 1 m ³ …10円 砂利 1 m ³ …15円 | S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 6 |
| 静岡県 熱海市 | 別荘等所有税 | 別荘等の所有 | 別荘等の延面積 | 所有者 | 普通徴収 | 1 m ² …年 650円 | S51. 4. 1施行 (H18. 4. 1) 557 |
| 福岡県 太宰府市 | 歴史と文化の環境税 | 有料駐車場に駐車する行為 | 有料駐車場に駐車する台数 | 有料駐車場利用者 | 特別徴収 | 二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円 | H15. 5. 23施行 70 |
| 鹿児島県 薩摩川内市 | 使用済核燃料税 | 使用済核燃料の貯蔵 | 貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分) | 発電用原子炉の設置者 | 申告納付 | 250,000円/体 | H15. 11. 1施行 (H21. 1. 5) 340 |
| 東京都 豊島区 | 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区内における狭小住戸(専用面積30m ² 未満の住戸)を有する集合住宅の建築等 | 区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数 | 建築主 | 申告納付 | 1戸につき50万円 | H16. 6. 1施行 223 |

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成23年1月現在

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|-----|-----------|-------------------------------------|--|--|---|---|--|---------------------------------------|
| 三重県 | 産業廃棄物税 | 産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入 | 産業廃棄物の発 生抑制、再生、 減量その他適正 な処理に係る施 策に要する費用 | ①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入：当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量 | 最終処分場又は中 間処理施設へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者 | 申告納付 | 1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は 免税 | H14.4.1施行 247 |
| 滋賀県 | 産業廃棄物税 | 産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入 | 産業廃棄物の発 生抑制及び再利 用その他適正な 処理に係る施 策に要する費用 | ①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入：当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量 | 最終処分場又は中 間処理施設へ搬入 される産業廃棄物 の排出事業者 | 申告納付 | 1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は 免税 | H16.1.1施行 75 |
| 岡山県 | 産業廃棄物処理税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物対策 促進費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分 は申告納付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 420 |
| 広島県 | 産業廃棄物埋立税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物の排 出抑制、減量 化、リサイクル その他産業廃棄 物の適正な処 理に関する施 策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 ※自社処分は原則 課税免除 | 特別徴収 ※他者から 搬入された 産業廃棄物 を自社の処 分場におい る場合 は申告納 付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 (H20.4.1) 511 |
| 鳥取県 | 産業廃棄物処分場税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物処 理施設の設置の 促進及び産業 廃棄物の発生 抑制、再生そ の他適正な 処理に関する 施策に要する 費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び中 間処理業者 ※自社処分は原則 課税対象外 ※下水処理に伴う 汚泥等は非課税 | 特別徴収 ※他者から 搬入された 産業廃棄物 を自社の処 分場におい る場合 は申告納 付 | 1,000円/トン | H15.4.1施行 (H20.4.1) 5 |
| 青森県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物の発 生の抑制及びそ の減量化、再生 利用その他適 正な処理の促 進に関する施 策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | ・最終処分業者へ 産業廃棄物の最終 処分を委託した者 ・自らその産業 廃棄物の最終処分 を行う者 ※県が供給する工 業用水のうち、河 川の表流水を原水 により供給してい るものから発生す る汚泥を自社処 理する場合は非課税 | 特別徴収 ※自社処分 は申告納付 | 1,000円/トン | H16.1.1施行 227 |
| 岩手県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物の発 生抑制、再使 用、再生利用そ の他適正な処 分に係る施 策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分 は申告納付 | 1,000円/トン | H16.1.1施行 61 |
| 秋田県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への 産業廃棄物の搬 入 | 産業廃棄物の発 生の抑制、減量 化、再生利用そ の他産業廃棄物 の適正な処理 の促進に関する 費用 | 最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分 は申告納付 | 1,000円/トン (公有水面埋立 区域内に県が設 置する最終処分 場への指定副産 物の搬入につい ては250円/トン) | H16.1.1施行 202 |

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|-----|----------|-----------------|--|---------------------|--|--|---|--------------------------------------|
| 奈良県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 139 |
| 山口県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除 | 特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物の処分を自社において処理する場合は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 214 |
| 新潟県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H16.4.1施行 141 |
| 京都府 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 55 |
| 宮城県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 (H22.4.1) 325 |
| 島根県 | 産業廃棄物減量税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 (H22.4.1) 379 |
| 熊本県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H17.4.1施行 145 |
| 福島県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2 | H18.4.1施行 498 |
| 愛知県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) | H18.4.1施行 526 |

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|------|-----------|-----------------------|---|---------------------------|--------------------------------------|--------------------|--|--------------------------------------|
| 沖縄県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H18.4.1施行 85 |
| 北海道 | 循環資源利用促進税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用) | H18.10.1施行 736 |
| 山形県 | 産業廃棄物税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン | H18.10.1施行 145 |
| 愛媛県 | 資源循環促進税 | 最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用 | 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用) | H19.4.1施行 178 |
| 福岡県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 267 |
| 佐賀県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 110 |
| 長崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 69 |
| 大分県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 152 |
| 鹿児島県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 81 |
| 宮崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入 | 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 | 焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 | 特別徴収 ※自社処分は申告納付 | 焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン | H17.4.1施行 229 |

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|-----|---------|---|------------------------------------|---------------------|------------------------|------|---|--------------------------------------|
| 東京都 | 宿泊税 | ホテル又は旅館への宿泊 | 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用 | ホテル又は旅館への宿泊数 | ホテル又は旅館の宿泊者 | 特別徴収 | 1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円 | H14. 10. 1施行 1, 010 |
| 岐阜県 | 乗鞍環境保全税 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為 | 乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数 | 乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者 | 特別徴収 | ○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3, 000円/回 ・一般乗合用バス …2, 000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1, 500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付 | H15. 4. 1施行 21 |

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成23年1月現在

| 団体名 | 税目 | 課税客体 | 税収の用途 | 課税標準 | 納税義務者 | 徴収方法 | 税率 | 施行年月日 (直近の更新) 21年度決算額 (百万円) |
|-------------------|-------------|-------------------------------------|---|---|--|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 山梨県 富士河口 湖町 | 遊漁税 | 河口湖での遊漁 行為 | 河口湖及びその 周辺地域におけ る環境の保全、 環境の美化及び 施設の整備の費 用 | 遊漁行為を行う日数 | 遊漁行為を行う者 | 特別徴収 | 1人1日 200円 | H13.7.1 施行 11 |
| 福岡県 北九州市 | 環境未来 税 | 最終処分場にお いて行われる産 業廃棄物の埋立 処分 | 廃棄物の適正な 処理の推進、廃 棄物の再生利用 の促進に資する 事業の支援その 他環境に関する 施策に要する費 用 | 最終処分場にお いて埋立処分さ れる産業廃棄物 の重量 | 最終処分場にお いて埋立処分さ れる産業廃棄物 の最終処分業者 及び自家処分業者 | 申告納付 | 1,000円/ト | H15.10.1 施行 678 |
| 新潟県 柏崎市 | 使用済核 燃料税 | 使用済核燃料の 保管 | 原子力発電所 に対する安全対 策、生業安定対 策、環境安全対 策及び民生安定 対策並びに原子 力発電所との共 生に必要な費用 | 保管する使用済核燃料 の重量(使用済核燃料 に係る原子核分裂をさ せる前の核燃料物質の 重量) | 使用済核燃料を保 管する原子炉設置 者 | 申告納付 | 480円/kg | H15.9.30 施行 558 |
| 沖縄県 伊是名村 | 環境協力 税 | 旅客船、飛行機 等により伊是名 村へ入域する行 為 | 環境の美化、環 境の保全及び観 光施設の維持整 備に要する費用 | 旅客船、飛行機等 により伊是名村へ 入域する回数 | 旅客船、飛行機等 により伊是名村へ 入域する者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、高校生 以下は課税免除) | H17.4.25 施行 4 |
| 沖縄県 伊平屋村 | 環境協力 税 | 旅客船等により 伊平屋村へ入域 する行為 | 環境の美化、環 境の保全及び観 光施設の維持整 備に要する費用 | 旅客船等により伊平屋 村へ入域する回数 | 旅客船等により伊 平屋村へ入域する 者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、高校生 以下は課税免除) | H20.7.1 施行 3 |
| 沖縄県 渡嘉敷村 | 環境協力 税 | 旅客船等により 渡嘉敷村へ入域 する行為 | 環境の美化、環 境の保全及び観 光施設の維持整 備に要する費用 | 旅客船等により渡嘉敷 村へ入域する回数 | 旅客船等により渡 嘉敷村へ入域する 者 | 特別徴収 | 1回の入域につき100 円(障害者、中学生 以下は課税免除) | H23.4.1 施行予定 平年度見込額 10 |

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合にお
る、直近の施行日を記載している。
○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。
○ 沖縄県渡嘉敷村の環境協力税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。